



# 優良住宅部品認定基準

Certification Methods Standards for Quality Housing Component

## 暖・冷房システム(衣類乾燥機(温水式)) (BL-bs)

Heating and Cooling Systems/(Clothes Dryer By Hot Water)

BLS HS/B-b-11:2026

2026年4月15日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビニガ**



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準

### 暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）

#### 第1章 総則

##### I. 総則

#### 第2章 性能基準

##### I. 通則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲

##### II. 要求事項

#### 1 住宅部品の性能等に係る要求事項

##### 1.1 機能の確保

##### 1.2 安全性の確保

- 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
- 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
- (1.2.3 健康上の安全性の確保)
- 1.2.4 火災に対する安全性の確保

##### 1.3 耐久性の確保

##### 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

##### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

##### 1.4.2 暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）のライフサイクルの各段階における環境配慮

- 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
- 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
- 1.4.2.3 施工時における環境配慮
- 1.4.2.4 使用時における環境配慮
- 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
- 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

#### 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

##### 2.1 適切な品質管理の実施

##### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

- 2.2.1 適切な品質保証の実施
- 2.2.2 確実な供給体制の確保
- 2.2.3 適切な維持管理への配慮
- 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
- 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
- 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
- 2.2.4.1 相談窓口の整備
- 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
- 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

##### 2.3 適切な施工の担保

- 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
- 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

#### 3 情報の提供に係る要求事項

- 3.1 基本性能に関する情報提供
- 3.2 使用に関する情報提供
- 3.3 維持管理に関する情報提供
- 3.4 施工に関する情報提供

##### IV. 附則



# 優良住宅部品認定基準

## 暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）

### 第1章 総則

#### I. 総則

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

### 第2章 性能基準

#### I. 通則

##### 1. 適用範囲

住宅に設置される、熱源機より循環供給された温水を、ケーシング内のコイル等で熱交換し、内蔵されたファンを用いて衣類乾燥を行う衣類乾燥機を対象とする。本基準は、より良い社会の実現に寄与する特長（新たな社会的要請への対応に寄与する特長「家事及び労働の負担軽減に寄与する特長」）を有するものに適用する。

##### 2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品認定基準（暖・冷房システム）」、「優良住宅部品認定基準（暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」によるほか、次による。

- a) 風圧式シャッター：圧力により開閉し、運転停止時に外気や騒音の侵入を防ぐ装置をいう。
- b) 電動シャッター：機器本体のスイッチと連動して電動で開閉する換気口部品をいう。

### 3. 部品の構成

構成部品は表－1による。

表－1 構成部品

構成部品名		構成の別（注）	備考
機器本体	ケーシング	●	
	熱交換器	●	
	ファン（モーター、ファンケース含む）	●	
	制御部	●	
	フィルター	●	
	ドラム	●	
	ケーシング	●	
配線	建物側電源までの標準配線	○	
	アース配線	△	
換気用部品	ダクト	○	湿気を排出するためのもの
	外壁用端末換気口	○	
	風圧式シャッター	○	
	電動シャッター	△	換気設備までの標準配線を含む
機器設置用必要部品	機器本体の標準取付部品	●	機器本体設置金具

注) 構成の別

- ：(必須構成部品)住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品)必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

### 4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

### 5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 機器本体の取付け
- b) ダクト及び外壁用端末換気口の取付け
- c) 機器本体とダクト及び外壁用端末換気口の接続

## II. 要求事項

### 1 住宅部品の性能等に係る要求事項

「優良住宅部品認定基準（暖・冷房システム）」による他、以下の各項目による。

#### 1.1 機能の確保

##### a) 機器特性

##### 1) 乾燥性能

##### ① 乾燥度

乾燥度は、「乾燥度試験」に基づく試験を行い、標準モードの乾燥運転終了後の乾燥度を測定し、97%以上であること。

<試験：BLT HS/B-b-11-01「乾燥度試験」>

##### 2) 運転騒音

運転騒音は、「騒音試験」に基づく試験を行い、騒音レベル(LA)が 50dB 以下であること。

<試験：JIS C 9608：1993（追補：2007）（回転ドラム式電気衣類乾燥機）8.7「騒音試験」>

##### 3) 消費電力

定格電圧及び定格周波数の下で、電動機その他標準装置電気品を含めた消費電力を測定し、定格消費電力との許容差が 30W 以下のものについては 125%以下、30 を超え 100W 以下のものについては 120%以下、100 を超え 1000W 以下のものについては 115%以下であること。

<試験：JIS A 4007：1995（追補：2008）（ファンコンベクタ）8.2「消費電力試験」>

##### 4) 糸くず等の除去

衣類から発生する糸くず等を捕集するためのフィルターは、ダンパーの作動等ダクト系へ悪影響を与えないよう設計されていること。

##### 5) 衣類の各種条件への対応性

衣類の各種条件に対応できるよう、乾燥能力、運転時間及び強弱等の調節が行えること。

## 1.2 安全性の確保

### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

#### a) 電気性能

##### 1) 絶縁抵抗

絶縁抵抗は、第三者性を有する機関等において「絶縁抵抗試験」に基づく試験を行い、1 MΩ以上であること。

＜試験：JIS A 4007：1995（追補：2008）（ファンコンベクタ）8.7「絶縁抵抗試験」＞

##### 2) 耐電圧

耐電圧は、第三者性を有する機関等において「絶縁耐力試験」に基づく試験を行い、これに耐えること。

＜試験：JIS A 4007：1995（追補：2008）（ファンコンベクタ）8.8「絶縁耐力試験」＞

#### b) 通水抵抗（損失水頭）

熱交換器の「通水抵抗試験」を実施し、定格流量値の±50%の範囲内の特性を測定し、仕様通水抵抗の110%以下であること。

＜試験：JIS A 4007：1995（追補：2008）（ファンコンベクタ）8.4「通水抵抗試験」＞

#### c) 気密性・耐圧性

気密性・耐圧性は、「気密及び耐圧試験」に基づく試験を行い、漏れまたは異常のないこと。

＜試験：JIS A 4007：1995（追補：2008）（ファンコンベクタ）8.9「気密及び耐圧試験」＞

#### d) 温水閉止性能

熱交換器温水入口から98kPaの圧力で加圧し、温水開閉弁を閉じた時、温水出口からの漏水量を測定し、100cc/min以下であること。

＜試験：BLT HS/B-b-607（優良住宅部品性能試験方法書（暖・冷房システム（コンベクタ・ラジエータ））の13.「温水開閉弁の温水閉止性能試験」）＞

### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

#### a) 火傷による危険表示等が本体に添付されていること。

#### b) 150 mm以上の開口寸法、かつ、50 リットル以上のドラム容量をもつ前面開放扉付き機器は、誤って人が閉じ込められた場合を考慮し、70Nの力で、閉じた扉を内側から開けられる構造であること。なお、ドラムの容量は、ドラムの最大内径及び最大内側長さを測定して計算することで求められる。

#### c) 誤操作防止機能を有していること。

### (1.2.3 健康上の安全性の確保)

### 1.2.4 火災に対する安全性の確保

#### a) 各部の温度上昇

送風運転（入口空気乾球温度40℃としコイルに通水しない）及び乾燥運転を行い、各部の温度を測定する。モーター巻線の温度を抵抗法によって測定し、A種絶縁のものは100℃以下、E種絶縁のものは115℃以下、B種絶縁のものは120℃以下であること。操作部分等は熱電対温度計によって測定し、運転中人が操作し容易に触れるおそれのある部分（温風吹出し口及びその周辺を除く）は、55℃以下、その他の部分は60℃以下であること。

＜試験：JIS A 4007：1995（追補：2008）（ファンコンベクタ）8.6「温度試験」＞

### (1.3 耐久性の確保)

## 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

### 1.4.2 暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

#### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。
- b) 調達ガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

#### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。
- b) 小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。
- c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。
- d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
  - 1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。
  - 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。
- e) 表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。
- f) 地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。

#### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 梱包材料の使用量を削減していること。
- b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。
- c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。
- d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。
- e) 当該住宅部品を設置するために使用する接着剤、シーリング剤等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

#### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 室内設置される部分については、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量が少ない材料を用いていること。
- b) 待機消費電力の削減を図っていること。
- c) 使用時の騒音の発生を低減していること。
- d) 省エネ運転を促す仕組みを持っていること。

#### 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。
- b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
  - 1) 材料ごとの分離が容易であること。
  - 2) 再資源化が容易な材料を使用していること。
  - 3) 種類ごとに材料名の表示があること。
  - 4) 再資源化を実施していること。
- b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

## 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

### 2.1 適切な品質管理の実施

次のa)又はb)により生産管理が行われていること。

- a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。
- b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。
  - 1) 工場及び作業工程
    - 以下の内容が明確にされていること。
      - ① 工場の概要
        - i) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
        - ii) 工場の従業員数
        - iii) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績
      - ② 作業工程
        - i) 工程（作業）フロー
  - 2) 品質管理
    - 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。
      - ① 製造・加工・検査の方法
        - 当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査方法が規定されている場合は、当該設備及び方法により製造、加工及び検査が行われていること。
      - ② 社内規格の整備
        - 次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、作業指示書等（以下、「社内規格等」という。）が整備され、適切に運用されていること。
          - i) 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関する事項
          - ii) 購買品（原材料を含む）の管理に関する事項

- iii) 工程(作業)ごとの管理項目及びその管理方法、及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
- iv) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
- v) 外注管理(製造、加工、検査又は設備の管理)に関する事項
- vi) 苦情処理に関する事項
- ③ 工程の管理
  - i) 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。
  - ii) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
  - iii) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。
- ④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理
 

製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格等に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。
- ⑤ 外注管理
 

外注管理が社内規格等に基づいて適切に行われていること。
- ⑥ 苦情処理
 

苦情処理が社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。
- ⑦ 品質保持に必要な技術的生産条件の確保
  - i) 品質管理が計画的に実施されていること。
  - ii) 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
  - iii) 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

## 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

### 2.2.1 適切な品質保証の実施

#### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。

#### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1) 熱交換器に係る瑕疵        | 3年 |
| 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 | 2年 |

#### 免責事項

- 1 本基準の適用範囲で定めた建物以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形や関連する設備機器など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合
- 6 塗装塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 7 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 8 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 9 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

- 10 消耗部品の消耗に起因する不具合
- 11 ガス・電気・給水の供給トラブル等に起因する不具合
- 12 指定規格以外のガス・電気等を使用したことに起因する不具合
- 13 熱量変更に伴う調節等
- 14 給水・給湯配管の錆等異物流入に起因する不具合
- 15 温泉水・井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合
- 16 指定規格以外の熱媒を使用したことに起因する不具合

## 2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

## 2.2.3 適切な維持管理への配慮

### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

- a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。
- b) 製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）を明記した図書が整備されていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
  - 1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。
  - 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

## 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

- a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。
- b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

- d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

#### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

### 2.3 適切な施工の担保

#### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。
  - 1) 外形寸法
  - 2) 重量
- b) 機器本体の寸法形状は、設置タイプに応じて適切に計画されていること。
  - 1) 機器のダクト接続口径については他の建築構成材と取り合うよう設定され、また接合のための作業は、施工がしやすいよう対策が講じられていること。
  - 2) 機器本体と搬送部材の接合のための作業は、施工がしやすいよう対策が講じられていること。

#### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

- a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。
  - 1) 施工の範囲及び手順
    - ① 機器本体の取付け
    - ② ダクト及び外壁用端末換気口の取付け
    - ③ 機器本体とダクト及び外壁用端末換気口の接続
    - ④ 取付け後の試運転
    - ⑤ 取付け後の検査
  - 2) 施工上の留意事項等
    - ① 取り合い部分についての標準納まり図
    - ② 必要な特殊工具及び施工上の留意点
    - ③ 外壁面等に貫通し設置されるものにあつては、凍結防止の対策
    - ④ 機器運転時の極端な室内負圧発生への配慮
    - ⑤ 近隣や周辺環境との関係を考慮した排気方向及び排気方法への配慮
  - 3) 関連工事の留意事項
    - ① 取付下地の要件及び施工方法
    - ② その他関連工事の要件
- b) 当該部品の施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な注意事項及び禁止事項が明確になっていること。

### 3 情報の提供に係る要求事項

#### 3.1 基本性能に関する情報提供

次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 風量
- b) 騒音
- c) 質量
- d) 消費電力
- e) 待機時消費電力
- f) 衣類乾燥性能
- g) Auto Off の条件（過熱対策）
- h) 各種寸法
- i) 設置場所

#### 3.2 使用に関する情報提供

- a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
  - 1) 誤使用防止のための指示・警告
  - 2) 事故防止のための指示・警告
  - 3) 加熱機能、出湯湯温の調節方法等、製品の使用方法
  - 4) 水抜き方法等、凍結防止の方法
  - 5) 使用者が維持管理すべき内容
  - 6) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用する際のフィルターの清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）
  - 7) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
  - 8) 製品に関する問い合わせ先
  - 9) 消費者相談窓口
- b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。
- c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

#### 3.3 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容
- d) 消費者相談窓口

#### 3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、図等を用いわかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報
- b) 住宅全体の換気量や他の換気系統に影響が出ないよう、換気設計に必要な情報
- c) 次の品質保証に関する事項

- 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
- 2) 保険の付保に関する事項
  - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
  - ② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

### Ⅲ. 附則

1. この認定基準（暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）BLS HS/B-b-11:2026）は、2026年4月15日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）BLS HS/B-b-11:2005）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第14条第1項の認定を受けており（3.により施工の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第30条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。



# 優良住宅部品認定基準（暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)））

## 解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)））」の改正内容等を補足的に説明するものである。

### I 今回の改正内容

#### 1. 暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）の基準見直し

2001年に認定基準等を制定し、当時は衣類乾燥機自体の需要が低く、2010年から認定を休止していたが、近年、家庭においても、家事負担軽減などの観点から、高温水力で乾燥させることで、乾燥時間の短縮、生乾き臭の軽減などが可能な衣類乾燥機が求められていることから、ガス式に比べて設置にかかる制約が少なく後付け設置や狭所・高層階への設置も可能である温水式の衣類乾燥機の要件を追加し、見直した。

##### (1) 適用範囲について

住宅に設置される、熱源機より循環供給された温水を、ケーシング内のコイル等で熱交換し、内蔵されたファンを用いて衣類乾燥を行う衣類乾燥機を認定の対象とする。より良い社会の実現に寄与する特長（新たな社会的要請への対応に寄与する特長「家事及び労働の負担軽減に寄与する特長」）を有するものに適用することとした。

##### (2) 用語の定義について

本基準で用いる用語は、優良住宅部品認定基準「暖・冷房システム」および「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」の用語の定義に準拠することとし、「風圧式シャッター」および「電動シャッター」の用語の定義を新たに追加した。

##### (3) 部品の構成について

「風圧式シャッター」をセットフリー部品（○）、「電動シャッター」および「換気設備までの標準配線」を選択構成部品（△）として追加した。

##### (4) 乾燥性能について

乾燥性能における試験方法について、模擬洗濯物の仕様、試験布使用回数の条件、試験布基準質量の測定条件、試験体の前処理方法、試験方法の詳細について、JIS C 9608:1993（追補：2007）（回転ドラム式電気衣類乾燥機）の乾燥時間試験を参考にして見直しを行い、変更した。

##### (5) 運転騒音について

運転騒音における「騒音試験」について、引用 JIS 規格を JIS A 4007（ファンコンベクタ）から JIS C 9608（回転ドラム式電気衣類乾燥機）に変更した。

##### (6) 電気性能について

電気性能における「絶縁抵抗試験」及び「絶縁耐力試験」について、第三者性を有する試験機関等において実施することとした。

##### (7) 通水抵抗（損失水頭）に関する試験方法及び温水閉止性能について

通水抵抗（損失水頭）に関する試験方法及び温水閉止性能について、「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」と整合し、BLT-HS/B-b-606「通水抵抗（損失水頭）試験」から JIS A 4007（ファンコンベクタ）に変更した。

##### (8) 使用時の安全性及び保安性の確保について

閉じ込め防止の観点から、開口寸法が 150mm 以上で、かつドラム容量が 50 リットル以上の前面開放扉付き機器については、誤って人が閉じ込められた場合を想定し、70N の力で内側から扉を開けられる構造であること、さらに誤操作防止機能を備えていることを要件とした。

##### (9) 適切な品質保証の実施について

無償修理保証の対象および期間、免責事項について、「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」に準じて設定し、熱交換器に係る瑕疵は 3 年、その外の部分又は機能に係る瑕疵は 2 年とした。

##### (10) 適切な施工の担保について

適切なインターフェイスの設定及び適切な施工方法・納まり等の確保について、「暖・冷房システム

(浴室暖房乾燥機)」に準じて設定した。

#### (11) 情報の提供に係る要求事項について

基本性能に関する情報提供及び使用に関する情報提供について、「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」に準じて設定した。

#### (12) JIS 規格改正に伴う基準改正

1.1 機能の確保における消費電力（消費電力試験）および 1.2 安全性の確保における、電気性能（絶縁抵抗、耐電圧）、気密性・耐圧性、各部の温度上昇について、引用 JIS 規格（JIS A 4007）を最新版に更新した。

## II 要求事項の根拠

### 1. 乾燥性能【II. 1.1 a) 1)】

JIS C 9608:1993（追補：2007）を参考とし、安定した試験結果が得られるように、JIS C 9608:1993（追補：2007）付属書付図 2 の「疑似洗濯物」を使用した試験を実施し、製造者の設定する定格乾燥時間乾燥させた後の乾燥度が 97%以上であることを求めた。

### 2. 運転騒音【II. 1.1 a) 2)】

衣類乾燥機は居室内に設置されるため、ファンの騒音値を低下させる必要がある。JIS C 9608:1993（追補：2007）の騒音試験を参考とし、騒音レベル(LA)は 50dB 以下とした。なお、騒音値については、購入前にユーザーへ情報提供するなど購入後のトラブルとならないような配慮が必要である。

### 3. 糸くず等の除去【II. 1.1 a) 4)】

排気がダクトにより排出するため、ダクト系に設置される可能性のあるダンパーなどについて悪影響を及ぼさないように、衣類から発生する糸くずを除去する必要があることから求めた。

### 4. 衣類の各種条件への対応性【II. 1.1 a) 5)】

乾燥させる衣類の量や種類に応じ、能力や運転時間が切り替えられるなどの調整機能を有するものとする。

### 5. 通水抵抗（損失水頭）、気密性・耐圧性、温水閉止性能【II. 1.2.1】

温水暖房の回路を利用した機器であるため、他の端末機器と同様の性能が要求されるものとし、JIS C4007:1993（追補：2008）を参考に性能を求めた。

### 6. 使用時の安全性及び保安性の確保【II. 1.2.2】

- a) 温水配管が接続されることから火傷による危険表示等が本体に添付されていることを求めた。
- b) 電気用品安全法および優良住宅部品認定基準「宅配ボックス」を参考にし、閉じ込め防止の観点から、開口寸法が 150mm 以上で、かつドラム容量が 50 リットル以上の前面開放扉付き機器については、誤って人が閉じ込められた場合を想定し、70N の力で内側から扉を開けられる構造であることを求めた。ドラムの容量は、ドラムの最大内径及び最大内側長さを測定して計算することで求められる。
- c) 子どものいたずらによる事故を防止するため、誤操作防止機能を有していることを求めた。

### 7. 各部の温度上昇【II. 1.2.4】

衣類乾燥機は居室内に設置されることから、安全上表面温度を低下させる必要がある。性能については電気用品安全法に準じている。

### 8. 環境に対する配慮【II. 1.4】（任意選択事項）

各方面からのニーズが高まっている環境対策について、2003 年に当財団、（社）リビングアメニティ協会及び環境共生住宅推進協議会と共に「住宅部品環境大綱」を策定し、環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言した。優良住宅部品認定基準においても「環境負荷の低減」に関する事項を任意選択事項として定め、申請者の製造場における環境負荷の低減への取り組み等を評価することとした。

#### a) 製造場の活動における環境配慮【II. 1.4.1】（任意選択事項）

環境に配慮した製造には、ISO14001 等の環境マネジメントシステム取得のほか、独自に環境方針や環境基準を定め、省エネルギー型生産設備の導入、環境法令（騒音、振動、排水、排気、廃棄物の処理など）に基づいた製造等が考えられる。環境マネジメントシステムの取得を義務付けるものではない。

#### b) 暖・冷房システム（衣類乾燥機（温水式））のライフサイクルの各段階における環境配慮【II. 1.4.2】（任意選択事項）

全ての住宅部品は、設計から廃棄に至るまでの部品のライフサイクルの各段階（次の①から⑥の各項）

において、必ず何らかの環境負荷を発生させており、一部の申請者では、環境負荷低減に向け業界をリードする積極的な活動の裾野を広げることを目的に、これらの活動を評価する基準を設けた。なお、当面の間は対象となる住宅部品が一部の住宅部品と考えられることから、任意選択事項とした。

- 1) 材料の調達時等における環境配慮【Ⅱ. 1.4.2.1】
- 2) 製造・流通時における環境配慮【Ⅱ. 1.4.2.2】
- 3) 施工時における環境配慮【Ⅱ. 1.4.2.3】
- 4) 使用時における環境配慮【Ⅱ. 1.4.2.4】
- 5) 更新・取外し時における環境配慮【Ⅱ. 1.4.2.5】
- 6) 処理・処分時における環境配慮【Ⅱ. 1.4.2.6】

## 9. 供給者の供給体制に係る要求事項【Ⅱ. 2】

B L部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

### a) 適切な品質管理の実施【Ⅱ. 2.1】

認定の対象となる部品は工業化された部品であり、製造における品質の安定性が強く求められている。これら品質管理の手法として ISO9001 等の品質マネジメントシステムを用いるケースが増えてきていることから、その内容を認定基準として取り入れた。また、従前の認定基準総則において要求していた「生産上の品質管理規準」も、ISO9001 と同等の品質マネジメントシステムとして考えられる。

### b) 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保【Ⅱ. 2.2】

使用者への情報提供不足からクレームとなることが多く、これらを抑制するためには、製品個々の実力、性能を維持し続けるための適切な使用方法、消耗品の有無及び交換頻度等の情報を、適切な情報伝達により使用者と共有することが重要と考えられる。

そこで、製品の確実な供給を行うとともに、適切なアフターサービスの提供により顧客満足度の向上に努めることなどの取組み内容を求めた。

### c) 適切な品質保証の実施【Ⅱ. 2.2.1】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅の主要構造部等に対し 10 年間の瑕疵担保責任づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、かつ「別に定める免責事項」\*を保証書等に記載することを要求した。また、保障期間には「施工の瑕疵を含む」事を明確に表示することを求めた。

\* 「別に定める免責事項」

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 本基準の適用範囲で定めた建物以外で使用した場合の不具合                          |
| 2  | ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合                     |
| 3  | メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合                        |
| 4  | メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合             |
| 5  | 建築躯体の変形や関連する設備機器など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合        |
| 6  | 塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象                   |
| 7  | 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合                    |
| 8  | ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合                                |
| 9  | 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合       |
| 10 | 消耗部品の消耗に起因する不具合                                      |
| 11 | ガス・電気・給水の供給トラブル等に起因する不具合                             |
| 12 | 指定規格以外のガス・電気等を使用したことに起因する不具合                         |
| 13 | 熱量変更に伴う調節等   |
| 14 | 給水・給湯配管の錆等異物流入に起因する不具合                               |
| 15 | 温泉水・井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合 |
| 16 | 指定規格以外の熱媒を使用したことに起因する不具合                             |

### d) 確実な供給体制の確保【Ⅱ. 2.2.2】

全ての B L 部品への要求事項。

### e) 維持管理のしやすさへの配慮【Ⅱ. 2.2.3.1】

全ての B L 部品への要求事項。消耗品の交換やメンテナンスの実施のしやすさ等を求めた。

**f) 補修及び取替えへの配慮【Ⅱ. 2.2.3.2】**

全てのB L部品への要求事項。「取替えパーツの供給可能な期間の設定」に加え、消費者との間で誤解を招きやすいような消耗品の有無や交換頻度など、維持管理上の重要情報の有無を明確にしておく事を求めた。

住宅部品に対するクレームのひとつとして、メーカー側から必要情報が提供されていないことや、住宅部品の流通段階で情報だけが適切にリレーされず、使用者等に必要な情報が届かないことによるものがある。これらを改善するために、使用期間中に交換や点検が必要な部品（消耗品や補修用性能部品と呼ばれている部品）の有無やその交換頻度（交換条件等を含む）の情報を提供することにより、メーカーと使用者等との間のトラブル低減に努めることとした。

なお、交換頻度については、設置環境、使用環境、その他、複数の条件が重なることにより、バラツキが大きいため、できる限り想定している前提条件を明確にし、交換頻度とともに使用者等へ情報提供を行い、住宅部品を使用していただくことが必要と考えられる。

また、住宅部品の設計耐用年数は、建築躯体の寿命まで住宅部品の更新を行いながら使い続けるために、大変重要な情報であるが、使用者等が「設計耐用年数」\*1、と「製品補償期間」\*2等を同一のものと捉えているケースが多く、住宅部品の設計耐用年数の公表は市場をさらに混乱させる可能性が高いと考えられるため、当財団では第三者機関として、企業と使用者等との間で共通認識されていない用語や定義の通訳を行うなど、お互いが都合の良い判断や一方的に妥協させられる対応が行われぬよう環境整備に努め、企業から設計耐用年数の情報提供が行えるように努めたい。

\*1：メーカーが住宅部品の開発・製造時に設置環境、使用環境、使用条件等を設定し、基本性能や機能が維持するであろう年数として設定する耐用年数をいう。

\*2：住宅部品の初期故障等のフォローを意識している補償期間をいう。製品の初期不良や設計上の瑕疵等の保証のみについて行うことが多く、基本性能の維持等使用状況等に左右される部分の補償は行っていないケースが多い。

**g) 確実な維持管理体制の整備【Ⅱ. 2.2.4】**

全てのB L部品への要求事項。消費者対応が適切に行われるよう、相談窓口機能及び維持管理機能の継続を要求した。又、これらの対応を行う者に対して資質の向上、最新情報の入手や共有等計画的な教育の実施を求めた。さらに、維持管理対応記録の管理を求めた。

**h) 適切な施工の担保【Ⅱ. 2.3】**

適切なインターフェイスの設定に加え、供給者の意図とは別の施工によりトラブルが発生しないよう、施工方法・納まりの明確化、施工上の注意点、禁止事項の明確化を求めた。

なお、建築躯体や取付ける住宅部品と比べ寿命が短い住宅部品や意匠上交換が行われやすい住宅部品などにあっては、みちづれ工事の抑制などの観点からインターフェイスを設定しておくことが必要と考えられる。また、住宅部品の廃棄時を考えた場合、できる限り住宅部品間あるいは建築躯体間とで、分別しやすい収まりなどを設定していることも重要である。

さらに、施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にB L保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化や施工における注意事項及び禁止事項を明確にしておくことを求めた。

衣類乾燥機は、運転時に室内空気を利用して乾燥を行い、湿気を含んだ空気を屋外へ排出する仕組みである。このため、特に近年増加している高気密・高断熱住宅に設置する場合には、運転時に室内が負圧となる事象が生じることがある。

高気密・高断熱住宅とは、一般的に計画換気を前提として、気密部材などにより隙間を極力減らして気密性能を高め、さらに高性能な断熱材や窓を用いて外皮の断熱性を高めた住宅を指し、いわゆる高気密住宅仕様の木造住宅や高断熱住宅等が該当する。

衣類乾燥機の排気風量は概ね 300 m<sup>3</sup>/h を超えることはなく、一般的な浴室換気設備よりやや大きく、レンジフードファンよりは小さい程度である。このため、通常の住宅において直ちに大きな負圧障害を生じさせるほどの風量ではないと考えられる。

しかしながら、室内が過度に負圧となると、換気設備の作動状況や室内環境に影響を与える場合がある。そのため、施工にあたっては、住宅の気密性能や換気方式等を踏まえ、必要に応じて給気口の確保

や給気経路への配慮を行うなど、室内が極端な負圧状態とならないよう配慮すること。

排気に含まれる湿気等が近隣や周辺環境に影響を及ぼすおそれがないよう、外壁用端末換気口の設置位置、排気方向、必要に応じた排気ダクトの延長やアダプタの使用等を行うなど、周辺環境に配慮した施工とすることが望ましい。

### 10. 情報の提供に係る要求事項【Ⅱ. 3】

住宅部品に対するクレームを低減するために、住宅部品の持っている情報を、メーカーから使用者へ確実に伝えることが重要となる。住宅部品の選択段階、施工段階、使用段階、維持段階の各段階において、適切な情報を適切な方法で関係する者へ提供する事を求めた。消耗品の有無や価格等のような情報については、消費者が部品選択時に情報提供を受ける事により、クレームとはなりにくいものであり、適切なタイミング及びルートで提供されることが必要である。BL 部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

#### a) 基本性能に関する情報提供【Ⅱ. 3.1】

設計者が設計ミスを犯さないよう。また、消費者が誤解しないよう、部品選択時において情報提供しておくべき内容をまとめ、カタログ等により提供する事を求めた。

使用者へ提供されるべき情報については、メーカーから直接届くものと設計者や施工者を介して届けられるものがあるため、後者に関しては使用者へ確実に提供されるようお願い事項等が必要である。乾燥度試験で測定した乾燥時間の情報をカタログ等により情報提供することを求めた。

#### b) 使用に関する情報提供【Ⅱ. 3.2】

従前からの全ての部品への要求事項として、取扱説明書等において使用者へ提供すべき内容をまとめ、適切な使用に関する情報を提供する事を求めた。また、保証書においてBL 保険制度に基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることを明記する事を要求し、BL 部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

フィルターの目詰まりにより機器性能が発揮されなくなるため定期的なフィルターの清掃が必要となる。そのフィルターの清掃方法が、取扱説明書等に図等を用いて分かりやすく説明されていることとした。

#### c) 維持管理に関する情報提供【Ⅱ. 3.3】

最低限維持管理者へ提供すべき内容をまとめ、適切な方法により維持管理の実施に関する情報を提供する事を求めた。

#### d) 施工に関する情報提供【Ⅱ. 3.4】

従前からの全ての部品への要求事項として、施工説明書等において施工者へ提供すべき内容をまとめ、確実な施工の実施に関する情報を提供する事を求めた。また、BL 保険制度に基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることと、施工説明書どおりの施工を行った場合にあっては、施工者が被保険者として請求できる事を明記する事を要求し、BL 部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

排気をダクトにより排出するため、住宅内の換気バランスを崩すことも考えられ、換気設計に必要な排気風量やダクト口径などの情報を提供することとした。

## Ⅲ その他

### 1. 適用範囲

住宅に設置される、衣類乾燥機を認定の対象とし、より良い社会の実現に寄与する特長（新たな社会的要請への対応に寄与する特長「家事及び労働の負担軽減に寄与する特長」）を有するものに適用する。

本基準の「住宅」は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第二条第1項に規定するものをいう。ただし、寄宿舎やグループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等において、共用で使用される場合は、適用対象外となる。

### 2. 基準改正の履歴

【2010年3月31日認定基準休止】

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

## 1. 施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1)、(2)、(3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にB L保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びB L保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

### 【2001年11月10日公表・施行】

#### 1. ユニット別基準の作成【「Ⅱ 基礎基準」】

暖・冷房システム認定基準の中にユニット別の基準として「優良住宅部品認定基準（暖・冷房システム（衣類乾燥機(温水式)）」を作成した。

##### 1) 認定の対象【Ⅱ 1】

暖・冷房システムの熱源機により作られた熱エネルギーを、暖冷房回路に接続される端末機器のひとつとして利用し、短時間で衣類乾燥を行なうものを対象とした。

##### 2) 構成【Ⅱ 3】

衣類乾燥機として最低限必要な部品をまとめた。機器の特徴として、湿度の高い排気を短時間に発生しやすく、室内へ放出すると住戸内で結露が発生する可能性があるため、ダクトにより確実に外部へ排出するものとし、ダクト及び外壁用端末換気口を必須構成部品とした。

##### 3) 施工範囲【Ⅱ 5】

居住空間の快適性を損なわない為に、ダクト及び外壁用端末換気口を用い機器から排出される湿気を含んだ空気を室外へ出すものとする。よって、機器本体の設置からダクト及び外壁用端末換気口との接続までを施工範囲とした。

##### 4) 寸法・取合い【Ⅱ 6】

機器のダクト接続口径は、排気風量に見合ったものであることが望まれる。また、機器上面で接続する等接続のしやすい配慮やメンテナンス性を配慮し機器点検面側から接続ができるよう配慮されているものとした。

また、機器本体と搬送部材との接合のための作業も同様に考え、施工性及びメンテナンス性を配慮した接続であることとした。